

# 阪大分会ニュース

関西単一労働組合大阪大学分会  
大阪市淀川区十三東 3-16-12 TEL&FAX:06-6303-0449  
http://handaibunkai.xxxxxxxx.jp/  
E-mail:handaibunkai@yahoo.co.jp

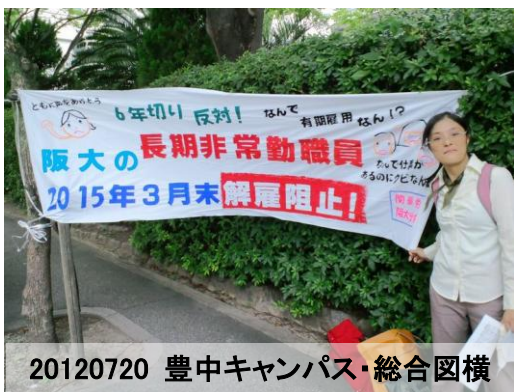
あらゆる相談受付中！！

正規・非常勤・派遣・委託など1人でも  
入れる組合です

## 2015年3月末解雇を 阻止するぞ！！



### 7.20(豊中) & 8.7(吹田)に マイク情宣をおこないました



20120720 豊中キャンパス・総合図横

#### 7.20豊中キャンパス(写真左)

暑さの予想される中、豊中キャンパス総合図書館横で、情宣活動をおこないました。学生や職員さんなども参加していただき、「2013年3月の更新を従来どおりおこなう」よう訴えました。

物珍しいのか(?・笑)、横断幕に立ち止まる人、ビラを受け取ってくれる人も多くいました。



20120807 吹田キャンパス・  
工学部生協前

#### 8.7吹田キャンパス(写真右)

蚊の襲来にも負けず!! 工学部生協前で、情宣活動をおこないました。学生さんから声をかけていただいたりもし、学内で情宣活動をしていくことの意義を感じました。このような問題が「ある」ということを知らない学生も多いのです。

すぐそばで働いているあの人が非常勤職員なのです。そして、その非常勤職員は、業務が継続するかにかどうかに関わりなく「任期満了」で職を奪われるのです。この事実を知らないまま、社会へ出てはなりません!!

2013年3月の次回更新を従来どおりおこなわせるよう、今後も毎月情宣活動をしていく予定です。

#### 9/9(日) 「9・9非正規差別撤廃・女性差別 撤廃全国集会」で職場報告をします!!

9/10(月) 12:00~

本部前抗議行動をおこないます。

第1弾、5月1日メーデーの抗議行動、第2弾、6月11日全国争議団の抗議行動に続き、第3弾として、9月10日に「9・9非正規差別撤廃・女性差別撤廃全国集会」の参加者とともに、本部前にて抗議行動をおこないます。

日時：9月9日(日) 午後1時30分~

場所：国労大阪会館

(JR天満駅、地下鉄扇町駅下車)

◆講演：「子ども・子育てをめぐる状況と女性労働者」(仮) 田中秀雄さん(ちびくろ保育園園長、社会福祉法人野花会理事長)

◆職場報告 嶋田ミカさん(龍谷大)  
在里政枝さん(あばけん労組)  
片山岩一さん(全関東単一労組)  
石橋美香さん(阪大分会)

◆特別報告

「軍隊慰安婦問題の抹殺を許さない」

## 10年も働いて「任期満了」の一言でクビは許さない！！

さる6月21日、我々は石橋組合員の2015年4月以降の雇用継続要求を中心議題とする団体交渉をおこなった。

我々は石橋組合員が来年3月末に契約更改時期になるので、団交に先駆けて①石橋組合員の2013年3月末の契約更新時に不当な更新拒否などをおこなわないこと、②石橋組合員の2013年3月末の契約更新の際には従来どおりに3年ごとの更新をおこなうこと、③同様の状況にある長期非常勤職員について、石橋組合員と同じく契約を更新すること、と「抗議および団体交渉要求書」（6月11日付）を提出していた。

我々の要求に対して、大学は回答書（6月14日付）を出し、①「契約更新自体を大学として保障しているものでないこと」、②「2015年3月を越えて契約を締結することはない」③組合員であるか否かにかかわらず、すべての該当者に対して均敷く適用されるものである、と回答をおこなった。そして、当日の団交にても「（2013年4月以降）雇い続けるという保障はしていない」「約束できない」と繰り返し、同様の回答をした。

しかし、既に10年間継続雇用してきた石橋組合員ら長期非常勤職員を大学が解雇できる合理的な理由はない。われわれはその点を厳しく追及し、石橋組合員らの2013年3月末の契約更新の際には従来どおり更新するよう、再検討することを要求した。ところが、大学は我々の要求を熟慮することなく『お

知らせ』については、既に再検討したので再検討しない」と即答した。

大学の『お知らせ』について、既に再検討した」という話は、2009年10月26日に大学が突然「お知らせ」を一方的に長期非常勤職員に通知し、我が組合とは同年11月4日のたった1回1時間の団交をおこなっただけで、同年11月24日に役員会で決定したことに対して、我々が「当分の間」撤廃問題を再検討せよと要求したことを指す。当時、大学は「再検討した」と回答したが、その内容について一切明らかにしなかった。

今回、我々が要求する再検討とは、石橋組合員の具体的な労働条件に係わる事項についてであり、大学には再検討する義務と責任がある。したがって、我々は再度、大学が石橋組合員の要求について再検討することを要求した。

長期非常勤職員の皆さん。「当分の間」撤廃による2015年3月末雇止めは、重大な労働条件の不利益問題あり、合理的な理由がなければ、雇止め＝解雇できません。まして、「申合せ事項」があったとしても、労働慣行の実態は、法人化前から「定年まで働ける」というのが大学全体の認識であり、2009年10月26日に「お知らせ」が通知されるまで、長期非常勤職員は「定年まで働ける」と認識し、10年以上働いてきたのです。

だから、大学は長期非常勤職員を解雇することなどできないのです。ともに闘いましょう！！

### 非正規労働者の談話室

日時 09月20日(木)

10月18日(木)

午後6時～9時

場所 豊中市立千里公民館

(豊中市千里文化センターコラボ内)

アクセス 北大阪急行またはモノレール・千里中央駅下車

